

令 和 7 年 度

菰野町下水道事業会計補正予算(第3号)

三 重 県 三 重 郡 菰 野 町

令和7年度菰野町下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度菰野町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度菰野町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(公共下水道事業)			
(4) 主要な建設改良事業			
ア. 汚水管渠整備費	949,976 千円 △	2,251 千円	947,725 千円

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,434,213 千円	4,189 千円	1,438,402 千円
第1項 営業費用	1,286,475 千円	4,189 千円	1,290,664 千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「550,765千円」は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「42,145千円」及び損益勘定留保資金「508,620千円」で補てんするものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,897,741 千円 △	2,251 千円	1,895,490 千円
第1項 建設改良費	1,015,366 千円 △	2,251 千円	1,013,115 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	89,027 千円	1,938 千円	90,965 千円

令和7年12月12日 提出

菰野町長 諸岡高幸

令和 7 年度 茂野町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細

収益的支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			1,434,213	4,189	1,438,402
	1 営業費用		1,286,475	4,189	1,290,664
		7 総係費	62,016	4,189	66,205

資本的支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,897,741	△ 2,251	1,895,490
	1 建設改良費		1,015,366	△ 2,251	1,013,115
		1 汚水管渠整備費	959,466	△ 2,251	957,215

(単位：千円)

節		備 考
区 分	金 額	
給料	2,401	一般職 6名分ほか
手当	768	期末手当ほか
法定福利費	1,020	共済組合負担金ほか

(単位：千円)

節		備 考
区 分	金 額	
報酬	464	会計年度任用職員等報酬
給料	△ 1,051	一般職 3名分
手当	△ 1,045	期末手当ほか
法定福利費	△ 632	共済組合負担金ほか
旅費	13	会計年度任用職員等費用弁償

給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区分		職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	期末手当年間支給率	その他手当			
補正後	長等									
	議員									
	その他	15	210					210	210	
	計	15	210					210	210	
補正前	長等									
	議員									
	その他	15	210					210	210	
	計	15	210					210	210	
比較	長等									
	議員									
	その他									
	計									

2. 一般職

(1)会計年度任用職員等以外

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	9	36,980	28,717	65,697	17,940	83,637	
補正前	10	37,465	29,358	66,823	18,096	84,919	
比較	△ 1	△ 485	△ 641	△ 1,126	△ 156	△ 1,282	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	単身赴任手当
	補正後	863	595	8,453	7,034	
	補正前	1,086	439	8,194	6,907	
	比較	△ 223	156	259	127	
	区分	住居手当	時間外手当	管理職手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	329	9,300		165	840
	補正前	548	9,300	581	165	960
	比較	△ 219		△ 581		△ 120
	区分	地域手当	管理職特別手当			
	補正後	1,138				
	補正前	1,178				
	比較	△ 40				

(2)会計年度任用職員等

(単位:千円)

区分	給与費				共済費	合計	備考
	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	2,154	2,578	1,054	5,786	1,491	7,277	
補正前		2,433	728	3,161	947	4,108	
比較	2,154	145	326	2,625	544	3,169	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	住居手当
	補正後		24	332	239	
	補正前		24	309	221	
	比較			23	18	
	区分	時間外手当	特殊勤務手当	児童手当	地域手当	
	補正後	380	1		78	
	補正前	100	1		73	
	比較	280			5	

(3)会計年度任用職員等以外の給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 485	給与改定に伴う 増減分	1,110	給与改定の状況 給料表の改定 平均 +3.3% 改定の実施時期 令和7年4月1日	
		その他の増減分	△ 1,595		
職員手当	△ 641	制度改革に伴う 増減分	692	給与改定に基づき 改定実施	期末手当 340 勤勉手当 297 地域手当 34 通勤手当 21
		その他の増減分	△ 1,333		

(4)会計年度任用職員等以外の給料及び職員手当の状況

(ア)職員1人当たりの給与

区分	分	行政職(一)	行政職(二)
令和7年11月1日現在	平均給料月額(円)	334,444	
	平均給与月額(円)	411,371	
	平均年齢(歳)	46.8	
令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	322,278	
	平均給与月額(円)	364,885	
	平均年齢(歳)	46.7	

(イ) 初任給

(単位:円)

区分	行政職(一)	行政職(二)	国 の 制 度	
			行政職(一)	行政職(二)
高校卒	206,700		200,300	
大学卒	232,000		232,000	

(ウ) 級別職員数

区分	行政職(一)			行政職(二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日現在	7級			5級		
	6級			4級		
	5級	2	22.2	3級		
	4級	2	22.2	2級		
	3級	4	44.5	1級		
	2級	1	11.1			
	1級					
計		9	100.0	計		
令和7年4月1日現在	7級			5級		
	6級			4級		
	5級	2	22.2	3級		
	4級	2	22.2	2級		
	3級	4	44.5	1級		
	2級	1	11.1			
	1級					
計		9	100.0	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	参事又は困難な業務をつかさどる課長、検査監若しくは企画監の職務	課長、検査監又は企画監の職務	課長補佐又は主幹の職務	係長又は副主幹の職務	主査の職務	主任主事の職務	1 主事の職務 2 主事補の職務

(エ) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別 支給率		支給率 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算	備考
	6月分(月分)	12月分(月分)			
補正後	2.30	2.35	4.65	有	
補正前	2.30	2.30	4.60	有	
国の制度	2.30	2.35	4.65	有	

(オ) 定年退職及び早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 上限3%加算
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 上限3%加算

(カ) その他手当

区分	国の制度との差異	差異の内容	
扶養手当	同じ		
通勤手当	同じ		
地域手当	同じ	菰野町の制度	3%
		三重県の制度	4.7%
		国の制度	3%
住居手当	同じ		